

様式第 20 の 4 （第 2 条の 3 関係）（令元総省令43・追加）

移動電気通信役務に係る契約等の状況報告	
年 月 日現在	
事業者名 _____	
1 契約数	
携帯電話及びBWAアクセスサービス	
自ら最終利用者に提供するもの	
法人に対して契約約款によらないで提供するもの	
特定地点以外での利用を制限して提供するもの	
モジュール向けのもの	
卸電気通信役務	
MNOであるMVNOに対するもの	
移動電気通信役務の契約数	
参 考 事 項	
2 特定関係法人である電気通信事業者の名称及び法人番号	
名称	法人番号

- 注1 一の契約で複数の電気通信回線を保有する契約形態の場合は、当該電気通信回線の数を契約数として報告すること。
- 2 無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いて複数の電気通信回線を一体として提供している場合には、当該複数の電気通信回線を一の契約数として報告すること。
- 3 契約約款（卸契約約款を除く。）により他の電気通信事業者から提供を受けた移動電気通信役務を利用者に提供する電気通信役務については、契約期間の定めがないもの及び契約期間を1月以上としているものを記載すること。この場合には、「参考事項」の項に、当該他の電気通信事業者の名称を記載し、当該契約の契約数を再掲すること。
- 4 「法人に対して契約約款によらないで提供するもの」の項には、契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての

別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務に係る契約数を記載すること。

- 5 「特定地点以外での利用を制限して提供するもの」の項には、電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供する電気通信役務に係る契約数を記載すること。
- 6 「モジュール向けのもの」の項には、特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であつて、専らデータ伝送役務（従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。）として提供するものに係る契約数を記載すること。
- 7 基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサービスを提供している電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供している場合には、「MNOであるMVNOに対するもの」の項にその契約数の合計数を記載すること。
- 8 「移動電気通信役務の契約数」の項には、「携帯電話及びBWAアクセスサービス」の数から「法人に対して契約約款によらないで提供するもの」、「特定地点以外での利用を制限して提供するもの」及び「モジュール向けのもの」並びに「卸電気通信役務」の数を除いた値を記載すること。
- 9 一の契約で「1 契約数」に掲げる複数の項目に該当する契約がある場合には、「参考事項」の項に当該複数の項目の別に当該契約数を記載すること。
- 10 注3及び注9に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 11 基地局を設置して携帯電話又はBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、「2 特定関係法人である電気通信事業者の名称及び法人番号」において、特定関係法人である電気通信事業者（移動電気通信役務を提供している者に限る。）の名称及び法人番号を記載すること。なお、法人番号がない場合には、住所を記載すること。
- 12 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。